

羽島市くらし応援商品券取扱店舗募集要項

物価高騰が家計に及ぼす影響に鑑み、消費に伴う経済的負担の軽減を図るとともに、地域経済の活性化に資することを目的として、「羽島市くらし応援商品券」を全市民対象に、一人につき4,000円分配布します。

I 羽島市くらし応援商品券事業について

1 羽島市くらし応援商品券（以下「商品券」という。）について

発行者：羽島市

発行額 約268,000,000円（67,000人を想定）

発行枚数 約268,000枚

商品券の額面 1枚1,000円相当額

配布対象者 令和8年4月1日において市の住民基本台帳に登録されている者
市長が特に必要と認めた者

配布方法 対象者の属する世帯ごとに商品券をまとめ、世帯主へ送付

使用期間 令和8年7月1日（水）～令和8年12月31日（木）

利用可能店舗 申込により登録された市内に店舗や事務所を有する事業者

2 商品券取扱厳守事項

- ・ 商品券は、物品の販売又は役務の提供などの取引において使用可能です。
- ・ 商品券額面以下の使用であってもお釣りはお渡ししないでください。
- ・ 商品返品の際の返金はできません。
- ・ 商品券の保管にあたっては、折ったり破ったりしないようご注意ください。
- ・ 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- ・ 商品券の紛失、盗難、滅失又は偽造、模造等に対して、発行者（羽島市）責任を負いません。
- ・ 商品券の交換、譲渡及び売買はできません。

3 商品券の使用対象にならないもの

- ・ 現金への換金
- ・ 不動産もしくは金融商品の購入

- ・ 金銭消費貸借契約の債務の弁済
- ・ 有価証券、切手、印紙、ギフト券、図書券、各種金券、プリペイドカード等換金性の高いものの購入
- ・ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ又は電子たばこ（乾燥葉や液体をマイクロプロセッサで制御された電熱線の発熱により霧状化して、利用者に吸引させる喫煙具をいう。）の購入
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務に対する支払い
- ・ 税金、国民年金保険料等の国又は地方公共団体に対する支払い
- ・ 電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、NHK受信料等の公共料金の支払い
- ・ 特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するものに対する支払い
- ・ 前各号に定めるもののほか、市長が不相当と認めるもの

II 登録店舗の募集概要

1 参加資格

羽島市内において事業所（店舗）を有している者としてします。ただし、下記に規定する事業所は、対象外とします。

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は、暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの、又はこれに類するもの。
- ・ 特定の宗教団体又は政治団体と関わるもの。
- ・ 法律又は公序良俗に反する営業を行うもの。
- ・ その他市長が不相当と認める営業を行うもの。

2 申込方法

商品券を取り扱うことができる事業所（以下、「特定事業者」という。）の登録を希望する者は、羽島市くらし応援商品券特定事業者登録申請フォーム（市ホームページ

ジに掲載) から市へ申し込んでください。複数の店舗がある場合は、店舗ごとに登録が必要です。なお、登録料は無料です。

3 申込期限

申込期限は商品券使用終了日（令和8年12月31日）までとなります。ただし、第一次募集の応募期限は令和8年5月20日（水）までとし、第一次募集の期限内に登録が完了した特定事業者についてのみ、商品券に同封するチラシに掲載し案内・周知します。第一次募集の期限後に申し込んだ特定事業者は、市ホームページに掲載して案内・周知します。

4 登録

申込のあった事業者については、審査を経て、特定事業者として登録します。

ただし、登録後であっても下記に該当する場合には、審査により登録を取り消すことがあります。

- ・ 申込内容に虚偽・不備等があった場合。
- ・ 本募集要項に反する行為があった場合。

5 特定事業者の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- ・ 特定事業者であることが明確となるよう、ポスター等を利用者が認識しやすい場所に掲示してください。
- ・ 使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- ・ 商品券を事業者間取引に伴う代金の支払い（商品仕入れ代金・諸経費等）に使用しないでください。
- ・ 利用者が使用する商品券について、偽造されたものではないか確認してください。なお、偽造防止対策が施されていない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨を市にも報告してください。
- ・ 使用された商品券の紛失、盗難、不正使用等が生じないよう適切に管理します。

- ・ 特定事業者の故意又は重大な過失により市に損害が生じた場合は、その損害を賠償するものとします。
- ・ 市から特定事業者に対し、商品券の取扱状況やその他必要事項について報告を求められた際は、帳簿書類やその他関係資料の提出等に応じます。
- ・ 羽島市くらし応援商品券事業の運営にご協力ください。

Ⅲ 商品券の換金

- 1 商品券の換金手数料は無料とします。
- 2 商品券の換金を受けようとする特定事業者は、取次事業者が提供する管理システム内において、商品券に添付された二次元コードを読み取ることにより、換金請求を行ってください。
- 3 専用サイトにて取扱店の登録を行います。ID及びパスワードは、申請時に登録されたメールアドレス宛に通知します。
 - ① 電子端末より専用サイトにログインし、換金を希望する商品券の合計金額を入力してください。※ログイン時にはワンタイムパスワードが必要となります。登録されているメールアドレスよりご確認の上入力してください。
 - ② 「コード読取」機能で端末のカメラを起動し、商品券の二次元コードを読み取って確定します。
 - ③ 上記操作により、換金請求が完了となります。
- 4 換金請求は、令和8年7月1日（水）から令和9年1月29日（金）までの期間とし、別表1に記載する換金スケジュールに基づき締め切ります。
- 5 換金請求の内容を審査し、特定事業者の指定する金融機関の口座へ別表1に記載する換金スケジュールに基づき振り込みます。
- 6 換金請求期間が過ぎたものは、いかなる理由があろうとも換金に応じません。

Ⅳ その他の留意事項

- 1 特定事業者の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は「商品券取扱店舗」として、商品券に同封するチラシや市ホームページなどに掲載します。
- 2 特定事業者向けマニュアルを作成し、取扱店舗説明会において配布するとともに、市ホームページなどに掲載します。換金方法などの詳細については、同マニュアルを参照してください。

- 3 商品券を受け取り、二次元コードの読み取りを行った場合には、二次元コード下の読み取り欄にチェックを入れるなどし、再流出を防止します。
- 4 商品券は令和9年1月末まで厳重に保管していただき、それ以降に廃棄してください。
- 5 本募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や特定事業者の登録取消を行う場合があります。
- 6 本募集要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、市がその都度対応を決定します。

(申込・問い合わせ先)

羽島市産業振興部商工観光課商工振興係

〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地

電話 058-392-1111 (内線2612・2613・2614)

FAX 058-391-2100

別表1

回数	締切日	振込予定日
第1回	令和8年7月31日(金)	令和8年8月21日(金)
第2回	令和8年8月31日(月)	令和8年9月18日(金)
第3回	令和8年9月30日(水)	令和8年10月23日(金)
第4回	令和8年10月30日(金)	令和8年11月20日(金)
第5回	令和8年11月30日(月)	令和8年12月25日(金)
第6回	令和8年12月28日(月)	令和9年1月22日(金)
最終	令和9年1月29日(金)	令和9年2月19日(金)